

処分基準新旧対照表

旧	新
処 分 基 準 <u>令和5年7月1日</u>作成	処 分 基 準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の5第1項	根 拠 条 項：第107条の5第1項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準） 運転免許の効力の停止等の処分量定基準	法 令 の 定 め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準） 運転免許の効力の停止等の処分量定基準
処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	処 分 基 準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。
<u>問い合わせ先</u> ：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5325）	<u>問 合 せ 先</u> ：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5325）
備 考：	備 考：

別紙1

1 (略)

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1)～(4) (略)

(5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

3 再発性の失神（令第33条の2の3第2項第2号関係）

(1) (略)

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(ア) b若しくはc、(イ) b若しくはc又は(ウ) b若しくはcの処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について

別紙1

1 (略)

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1)～(4) (略)

(5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

3 再発性の失神（令第33条の2の3第2項第2号関係）

(1) (略)

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請を行った場合には、上記(ア) b若しくはc、(イ) b若しくはc又は(ウ) b若しくはcの処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について

準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ～ウ (略)

(3) (略)

4～10 (略)

別紙2

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 (略)

2 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（3及び4に規定するものを除く。）

(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号ロ又はハ）に該当する者

重大違反唆し等若しくは道路外致死傷又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 危険性帯有（令第38条第5項第2号ハ）

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ア)～(イ) (略)

(イ) 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ロ) (略)

(2) (略)

3 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分

準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ～ウ (略)

(3) (略)

4～10 (略)

別紙2

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 (略)

2 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（3及び4に規定するものを除く。）

(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号ロ又はハ）に該当する者

重大違反唆し等若しくは道路外致死傷又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 危険性帯有（令第38条第5項第2号ハ）

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ア)～(イ) (略)

(イ) 不正の手段で免許、免許証又は免許情報記録個人番号カードを取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ロ) (略)

(2) (略)

3 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分

量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(略)

(注) 上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。

2 大麻とは、大麻取締法第1条に規定する大麻をいう。

3～4 (略)

5 麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。

6 麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為(未遂を含む。)をいう。

(1)～(2) (略)

(3) 大麻又はあへんを譲り渡すこと。

(4) (略)

4～6 (略)

第2～第3 (略)

量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(略)

(注) 上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)第2条第1号に規定する麻薬(別表第1に掲げる物及び大麻)をいう。

2 大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第2項に規定する大麻をいう。

3～4 (略)

5 麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、あへんを吸食することをいう。

ただし、大麻草から製造された医薬品(テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの)を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。

6 麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為(未遂を含む。)をいう。

(1)～(2) (略)

(3) あへんを譲り渡すこと。

(4) (略)

4～6 (略)

第2～第3 (略)